

実施指定医療機関（委託医療機関）以外で 定期予防接種を受ける方へのご案内

市では、里帰り出産や入院等の事情により、市の実施指定医療機関（委託医療機関）以外で定期予防接種を受けた場合に、その接種費用をワクチンごとに定められた限度額まで払い戻します。

接種費用の払い戻しを受けるためには、**事前申請（予防接種を受ける前）**により「予防接種依頼書」の交付を受ける必要があります。申請から「予防接種依頼書」の交付までに数週間程度かかりますので、早めに「予防接種依頼書」の交付を申請してください。

対象者

予防接種当日に海老名市に住民登録があり、市で実施する定期予防接種の対象年齢、規定の回数の範囲内にあり、次のいずれかに該当する方が対象です。

- （１）予防接種を受ける際に注意を要する（※）等の理由で、実施指定医療機関以外に通院・入院などの医療を受けている方がその医療機関で定期予防接種を受ける場合
※主治医の「意見書または連絡票」が必要です。
- （２）里帰り出産等により、実施指定医療機関以外で定期予防接種を受ける場合
- （３）上記のほか、市長が特に必要と認めた理由がある場合

対象となる予防接種

５種混合、３種混合、２種混合、日本脳炎、麻しん、風しん、麻しん風しん混合（MR）、BCG、不活化ポリオ、ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）、ヒブ感染症（在庫限り）、小児の肺炎球菌感染症、B型肝炎、水痘（みずぼうそう）、ロタウイルス感染症、RSウイルス感染症

「予防接種依頼書」の交付申請から払い戻しまでの手順

1. 「予防接種依頼書」の交付申請

市のホームページより「予防接種依頼申請書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ郵送または窓口来所にて申請してください。対象者（１）に該当する方は主治医の「意見書または連絡票」も必要になります。

「予防接種依頼申請書」の送付をご希望の方はこども育成課にご連絡ください。

2. 「予防接種依頼書」の交付・必要書類の送付

「予防接種依頼書」の交付申請後、下記の書類を送付致します。「予防接種依頼書申請書」を受理した後、書類の送付までに２週間ほどかかりますので、ご注意ください。原則として、滞在先（対象者（１）に該当の方は現住所）に書類を送付いたしますが、送付先にご希望があれば欄外にご記入ください。

- ・ 予防接種依頼書：接種医療機関宛の封筒に入ったもの
- ・ 予防接種助成金交付申請書／記入見本
- ・ 予防接種助成金交付請求書／記入見本

- ・ ワクチン接種費用助成限度額一覧表

※予防接種予診票は配布または送付済みのものをお使いください。

（RSウイルス予防接種予診票は母子健康手帳交付時に配布、その他の予防接種は生後2カ月頃送付しております。お手元がない場合は申請時に送付希望の旨をご連絡ください。）

※予防接種は「予防接種依頼書」の有効期限（「予防接種依頼申請書」にご記入いただいた申請期間最終日）内にお済ませください。

※医療機関の変更や申請期間の延長、予防接種の種類の追加をご希望の場合は再度「予防接種依頼書」の交付申請が必要となります。

3. 医療機関で予防接種を受け接種費用を支払う

医療機関に書類①を渡し、予防接種を受け、接種費用をお支払いください。

【予防接種を受けるのに必要な書類】

- ☐ 予防接種依頼書（医療機関宛ての封筒に入ったもの）
- ☐ 予防接種予診票（配布または送付済みのもの）
- ☐ 母子健康手帳
※RSウイルスワクチンの場合、妊娠中の赤ちゃんの母子健康手帳
- ☐ 被保険者等であることを証明する書類（マイナ保険証等）
- ☐ 子ども医療証 ※RSウイルスワクチンの場合は不要

接種後、医療機関より下記の書類を受領してください。

- ・ 「予防接種予診票」1枚目の市提出用予診票
- ・ 領収書：診療明細書の発行がない場合は各ワクチンの接種費用を追記してもらってください。
- ・ 診療明細書（費用の内訳）

4. 予防接種費用の払い戻しを申請する

予防接種後 120 日以内に予防接種費用の払い戻しを申請してください。（郵送または窓口来所）

【予防接種費用の払い戻しに必要な書類】

- ☐ 領収書と診療明細書（費用の内訳）の原本（コピー不可）
- ☐ 接種済みの予防接種予診票（市提出用）
- ☐ 予防接種助成金交付申請書：「予防接種依頼書」交付時に送付した書類③
- ☐ 予防接種助成金交付請求書：「予防接種依頼書」交付時に送付した書類④
※申請者名義の口座をご記入ください。
- ☐ 通帳またはキャッシュカードの写し：申請者の金融機関・口座番号・口座名義が分かるもの
- ☐ 申請者の身分証明書の写し

5. 予防接種費用の払い戻し

市として申請内容を審査し、交付金額について「海老名市乳幼児等予防接種助成金交付決定通知書」により申請者へ通知いたします。指定の口座に予防接種費用（限度額内）が振り込まれます。

申請・問合せ先：〒243-0422 海老名市中新田 377 番地
えびなこどもセンター こども育成課
046-235-7885（直通）

ワクチン接種費用助成限度額一覧表

予防接種の種類	対 象 年 齢	助成限度額
5種混合	2か月以上3歳未満	23,660円
	3歳以上6歳未満	22,230円
	6歳以上7歳6か月未満	21,400円
3種混合（2種混合：沈降 ジフテリア破傷風混合トキ ソイドは生後3か月以上）	2か月以上3歳未満	11,780円
	3歳以上6歳未満	10,350円
	6歳以上7歳6か月未満	9,520円
2種混合（2期）	11歳以上13歳未満	6,620円
不活化ポリオ	2か月以上3歳未満	12,500円
	3歳以上6歳未満	11,070円
	6歳以上7歳6か月未満	10,250円
麻しん風しん （MR）混合	1期（1歳～2歳未満）	14,700円
	2期（小学校就学前の1年間にある者）	12,930円
麻しん風疹 （MR）混合【措置対象】	1歳～3歳未満	14,700円
	3歳～6歳未満	12,930円
	6歳以上	11,910円
麻しん	1期（1歳～2歳未満）	10,740円
	2期（小学校就学前の1年間にある者）	8,970円
風しん	1期（1歳～2歳未満）	9,330円
	2期（小学校就学前の1年間にある者）	7,900円
水痘（水ぼうそう）	1歳以上3歳未満	11,360円
日本脳炎	6か月以上3歳未満	9,840円
	3歳以上6歳未満	8,410円
	6歳以上	7,590円
BCG	1歳未満	13,780円
ヒトパピローマウイルス 感染症（HPV）	小学校6年生～高校1年生相当の女子	30,040円
ヒブ感染症	2か月以上3歳未満	11,890円
	3歳以上5歳未満	10,460円
小児の肺炎球菌感染症	2か月以上3歳未満	14,630円
	3歳以上5歳未満	13,200円
B型肝炎	1歳未満（ただし、平成28年4月以降に生まれた者）	8,590円
ロタウイルス感染症（1価）	6週0日後～24週0日後	17,650円
ロタウイルス感染症（5価）	6週0日後～32週0日後	12,120円
RSウイルス感染症	妊娠28週～37週未満（28週0日～36週6日）	32,580円

※接種前に行ったアレルギー検査等の検査料及び接種が不適当と判断された場合の診察料は、受診者の負担となります。